



佐賀県公報

平成18年
9月1日
(金曜日)
第 12800号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更の許可申請

(五五二・廃棄物対策課) 一

- 佐賀県造林事業補助金交付要綱の一部改正

(五五三・林 業 課) 二

- 平成十八年度における保安林の許可すべき皆伐面積の限度

(五五四・森林整備課) 九

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請

(県民協働課) 九

- "

- 随意契約の相手方等の公示

- 超高真空用ポンプの購入に係る一般競争入札

- 平成十八年度砂利採取業務主任者試験の実施

- 平成十八年度伊万里港改修事業航路浚渫工事に係る公募型指名競

争入札

(港 湾 課) 四

正 誤

- 平成十八年八月十六日付け佐賀県公報第一二七九三号中訂正

(総務法制課) 二

- 平成十八年八月二十三日付け佐賀県公報第一二七九六号中訂正

(") 五

○ 告 示

- 佐賀県告示第五百五十二号

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第九

- 条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可申請及び同法第十五条

の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可申請が次のとおりあつたので、同法第九条第二項において準用する同法第八条第四項及び同法第十五条の二の五第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を一般の縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更に關し利害関係を有する者は、佐賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成十八年九月一日

佐賀県知事 古川 康

一 変更許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名

財団法人 佐賀県環境クリーン財団

佐賀県佐賀市城内一丁目一番五十九号

理事長 古川 康

二 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の場所

佐賀県唐津市鎮西町菖蒲字車木二六二三番一ほか六十二筆

三 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の種類

(一) 一般廃棄物処理施設の種類

最終処分場

(二) 産業廃棄物処理施設の種類

管理型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四

十六年政令第三百号）第七条第十四号イに規定する最終処分場をいう。）

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類及び産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

(一) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

不燃物及び溶融残さ

(二) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻（溶融スラグ）、汚泥（無機性）、鉱さい、がれき類及び十三号廃棄物

五 申請年月日

平成十八年七月四日

六 縦覧の場所並びに期間及び時間

(一) 縦覧の場所

佐賀県唐津保健福祉事務所（唐津市大名小路三番一号）

(二) 縦覧の期間及び時間

平成十八年九月一日から平成十八年十月二日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に規定する休日を除く。）までの午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

(一) 提出期限

平成十八年十月十六日

(二) 提出方法

持参又は郵送（提出期限日の消印有効）

(三) 提出場所

佐賀県くらし環境本部廃棄物対策課（郵便番号八四〇一八五七〇 佐賀市城内一丁目一番五十九号）又は佐賀県唐津保健福祉事務所（郵便番号八四七一〇〇一二 唐津市大名小路三番一号）

(四) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）

ア 意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

イ 意見書を提出する対象施設の名称

ウ 対象施設の変更に係る具体的な利害関係
工 生活環境保全上の見地からの意見

●佐賀県告示第五百五十三号
佐賀県造林事業補助金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第八百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成十八年九月一日

佐賀県知事

古川

康

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

		区	分	事業主体	規模	補助率
1	公的森林整備推進事業 水土保全林整備事業	(1) 育成単層林整備 ア 整理伐	イ 人工造林 (伐採前特殊地拵えを除く。)	市町、森林整備法人、林業公社及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に關する法律(平成11年法律第117号)の規定に基づき選定された事業者(以下「PFI事業者」という。)。ただし、PFI事業者については、対象を市町有林で行うものに限る。(5)については市町のあつせんに基づく受託により実施するものに限る。	1 施行地の面積が0.1 ha以上かつ(1)のア、ウ、オ及び(2)以外のものにあっては、1事業主体によつては、1事業主体による施行地の面積の合計が4 ha以上	10分の5(育成単層林整備における整理伐、人工造林及び単層林改良、育成複層林整備における樹下植栽等及び複層林改良並びに長期育成循環整備における樹下植栽により広葉樹林の造成を行うものにあつては、10分の6)以内
(2)	ウ オ 育成単層林改良 育成複層林整備	ウ 保育(天然更新型) ア 整理伐 受光伐	イ 人工造林 (伐採前特殊地拵えを除く。) 人工保育(植栽型) 育成単層林作業路	市町、森林整備法人、林業公社及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に關する法律(平成11年法律第117号)の規定に基づき選定された事業者(以下「PFI事業者」という。)。ただし、PFI事業者については、対象を市町有林で行うものに限る。(5)については市町のあつせんに基づく受託により実施するものに限る。	1 施行地の面積が0.1 ha以上かつ(1)のア、ウ、オ及び(2)以外のものにあっては、1事業主体によつては、1事業主体による施行地の面積の合計が4 ha以上	10分の5(育成単層林整備における整理伐、人工造林及び単層林改良、育成複層林整備における樹下植栽等及び複層林改良並びに長期育成循環整備における樹下植栽により広葉樹林の造成を行うものにあつては、10分の6)以内
(3)	ウ オ 複層林改良 キ 保育(天然更新型) ア 機能増進保育 オ 抜き伐り等	ウ 保育(天然更新型) ア 機能増進保育 オ 抜き伐り等	イ 人工造林 (伐採前特殊地拵えを除く。) 人工保育(植栽型) 育成複層林作業路	市町、森林整備法人、林業公社及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に關する法律(平成11年法律第117号)の規定に基づき選定された事業者(以下「PFI事業者」という。)。ただし、PFI事業者については、対象を市町有林で行うものに限る。(5)については市町のあつせんに基づく受託により実施するものに限る。	1 施行地の面積が0.1 ha以上かつ(1)のア、ウ、オ及び(2)以外のものにあっては、1事業主体によつては、1事業主体による施行地の面積の合計が4 ha以上	10分の5(育成単層林整備における整理伐、人工造林及び単層林改良、育成複層林整備における樹下植栽等及び複層林改良並びに長期育成循環整備における樹下植栽により広葉樹林の造成を行うものにあつては、10分の6)以内
(4)	ア 特定間伐 ウ 長期育成循環整備 オ 誘導伐 オ 保育(植栽型) ア 長期育成循環作業路 ウ 付帯施設等整備 オ 鳥獣害防止施設等整備 ア 林内作業場及び林内かん水施設整備 イ リ木床保全整備	ア 特定間伐 ウ 誘導伐 オ 保育(植栽型) ア 长期育成循環作業路 ウ 付帯施設等整備 オ 鳥獣害防止施設等整備 ア 林内作業場及び林内かん水施設整備 イ リ木床保全整備	イ 人工造林 (伐採前特殊地拵えを除く。) 人工保育(植栽型) 育成単層林作業路	市町、森林整備法人、林業公社及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に關する法律(平成11年法律第117号)の規定により設立された公益法人(造林を行ふことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるか、又はその基本財産の全部若しくは一部を掏出しているもの)をいう。以下同じ。)及び森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11	1 施行地の面積が0.1 ha以上かつ(1)のア、ウ、オ及び(2)以外のものにあっては、1事業主体によつては、1事業主体による施行地の面積の合計が4 ha以上	10分の4(育成単層林整備における整理伐、人工造林及び単層林改良、育成複層林整備における樹下植栽等及び複層林改良並びに長期育成循環整備における樹下植栽により広葉樹林の造成を行うものにあつては、10分の5)以内
流域公益保全林整備事業	(1) 育成単層林整備 ア 整理伐 ウ 单層林改良 オ 保育(天然更新型) (2) ア 育成複層林整備 ウ 整理伐 オ 複層林改良 キ 保育(天然更新型) (3) ア 機能増進保育 オ 抜き伐り等 (4) ア 特定間伐	イ 人工造林 (伐採前特殊地拵えを除く。) 人工保育(植栽型) 育成単層林作業路 イ 人工造林 ウ 樹下植栽等 オ 保育(植栽型) 育成複層林作業路 イ 機能増進保育 ウ 機能増進保育作業路	地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等(森林整備法人及び民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された公益法人(造林を行ふことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるか、又はその基本財産の全部若しくは一部を掏出しているもの)をいう。以下同じ。)及び森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11	1 施行地の面積が0.1 ha以上かつ(1)のア、ウ、オ及び(2)以外のものにあっては、1事業主体によつては、1事業主体による施行地の面積の合計が4 ha以上	10分の4(育成単層林整備における整理伐、人工造林及び単層林改良、育成複層林整備における樹下植栽等及び複層林改良並びに長期育成循環整備における樹下植栽により広葉樹林の造成を行うものにあつては、10分の5)以内	10分の4(育成単層林整備における整理伐、人工造林及び単層林改良、育成複層林整備における樹下植栽等及び複層林改良並びに長期育成循環整備における樹下植栽により広葉樹林の造成を行うものにあつては、10分の5)以内

2	森林空間総合整備事業 森林整備事業	(1) 全体計画調査 (2) 共生林整備 (3) 付帯施設整備 (4) 林内歩道等整備 (5) 用地等取得	市町	50ha以上のまとまりのある森林で行うもの
		(ア) 誘導伐 ウ 保育(植栽型) オ 長期育成循環作業路 (イ) 付帯施設等整備 ア 鳥獣害防止施設等整備 ウ 林木保全整備		10分の7(用地取得については10分の4)以内
	糸の森整備事業 市民参加型整備 行政支援タイプ	(1) 全体計画調査 (2) 共生林整備 (3) 付帯施設整備 (4) 育成複層林整備 (5) 整理伐 (6) 単層林改良 (7) 保育(天然更新型) (8) 育成単層林整備 (9) 整理伐 (10) 樹下植栽 (11) 保育(植栽型) (12) 標識類整備 (13) 駐車場整備 (14) 渓流路整備	市町	1 施行地の面積が0.1ha以上かつ5ha以上のまとまりがある森林で行うもの
		(ア) 樹下植栽 ウ 保育(天然更新型) オ 林内作業場整備 イ 工力環境教育促進施設整備		10分の7(用地取得については10分の4)以内

	(4) 林内歩道等整備 ア 林内歩道 (5) 用地等取得 ア 土地取得	キ 健康増進広場整備 ク 健康促進施設整備 イ 森林空間作業路 イ 立木竹取得		
絆の森整備事業 市民参加型整備 市民民主導タイプ	(1) 共生林整備 ア 育成单層林整備 (2) 整理伐 イ 樹下植栽 (3) 保育(天然更新型) イ 育成複層林整備 ア 整理伐 イ 樹下植栽 (4) 保育(植栽型) イ 付帯施設整備 ア 標識類整備 ウ 駐車場整備 オ 溪流路整備 キ 健康増進広場整備 (5) 林内歩道等整備 ア 林内歩道 イ 森林空間作業路	(1) 受光伐 イ 人工造林 ア 保育(天然更新型) イ 林内作業場整備 ア 防火施設整備 工 環境教育促進施設整備 ク 健康促進施設整備 イ 森林空間作業路	森林施業計画の認定を受けた者(森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。)	1 施行地の面積が0.1 ha以上かつ5ha以上のまとまりがある森林で行うもの
絆の森整備事業 市民参加型整備 市民開放タイプ	(1) 共生林整備 市民民主導タイプ(1)に準ずる。 (2) 付帯施設整備 市民民主導タイプ(2)ア～キに準ずる。 (3) 林内歩道等整備 市民民主導タイプ(3)に準ずる。	森林所有者のうち森林施業計画の認定を受けた者又は市町との森林整備に関する協定を締結した森林所有者	1 施行地の面積が0.1 ha以上かつ5ha以上のまとまりがある森林で行うもの	10分の7以内
絆の森整備事業 野生生物共生林整備	(1) 共生林整備 ア 樹木等の植栽・播種 ウ 不用木の除去・不良木の淘汰 工 枝葉の除去 (2) 付帯施設整備 森林空間総合整備事業(3)に準ずる。 (3) 林内歩道等整備 森林空間総合整備事業(4)に準ずる。 (4) 用地等取得 森林空間総合整備事業(5)に準ずる。	市町、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、森林所有者の団体及び森林施業計画の認定を受けた者	1 施行地の面積が0.1 ha以上かつ5ha以上のまとまりがある森林で行うもの	10分の7(用地取得については10分の4)以内

3	流域循環資源林整備事業	(1) 育成単層林整備 流域公益保全林整備事業(1)に準ずる。 (2) 育成複層林整備 流域公益保全林整備事業(2)に準ずる。 (3) 機能増進保育 流域公益保全林整備事業(3)に準ずる。 (4) 特定期伐 流域公益保全林整備事業(4)に準ずる。 (5) 長期育成循環整備 流域公益保全林整備事業(5)に準ずる。 (6) 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備	地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等及び森林法施行令第11条第7項に規定する団体、森林施業計画の認定を受けた者及び市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者	1 施行地の面積が0.1 ha以上かつ(1)のア、ウ、才及び(2)以外のものにあっては、1事業主体による施設の面積の合計が4 ha (生産森林組合が事業主体である場合は3 ha、森林施業計画の認定を受けた者及び市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者が事業主体である場合は0.5 ha) 以上
4	保全松林緊急保護整備事業 保全松林健全化整備	(1) 衛生伐 不用木等の除去・処理 (2) 衛生伐作業路	市町、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体	1 施行地の面積が0.1 ha以上
	保全松林緊急保護整備事業 保全松林健全化整備	(1) 育成単層林整備 整理伐 単層林改良 保育(天然更新型) 育成单層林作業路 (2) 育成複層林整備 整理伐 保育(天然更新型) 育成複層林作業路 (3) 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備	市町、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体	1 施行地の面積が0.1 ha以上
	特定森林造成事業 特定林地改良	(1) 特定林地改良 特定林地改良作業路 (3) 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備	市町、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体	1 施行地の面積が0.1 ha以上
	特定森林造成事業 耕作放棄地等森林造成	(1) 育成単層林整備 流域公益保全林整備事業(1)に準ずる。 (2) 育成複層林整備	市町	1 施行地の面積が0.1 ha以上

<p>流域公益保全林整備事業(2)に準ずる。</p> <p>(3) 付帯施設等整備</p> <p>ア 烏鵲害防止施設等整備 イ 林内作業場及び林内かん水施設整備 ウ 生育環境補完整備</p>			
特定森林造成事業 造林未済地緊急造林	(1) 育成単層林整備 ア 人工造林 イ 保育(植栽型)	市町	1 施行地の面積が0.1ha以上 10分の4以内
被害地等森林整備事業	(1) 育成単層林整備 流域公益保全林整備事業(1)に準ずる。 (2) 育成複層林整備 流域公益保全林整備事業(2)に準ずる。 (3) 機能増進保育 流域公益保全林整備事業(3)に準ずる。 (4) 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備	市町、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体。ただし、市町が事業主体になることができるのは、森林整備協定造林として行う場合に限る。 なお、(1)の工(倒木起こしを除く。)を行ふ場合は、保安林等に限る。	1 施行地の面積が0.1ha以上かつ1事業主体による施行面積の合計が0.5ha以上(指定被害地造林、松くい虫被害地等緊急造林及び被害地造林にあつては、1施工地の被害区域面積が0.1ha以上) 10分の4(平成16年の台風18号及び台風23号による災害にあつては、10分の6)以内
5 居住地森林環境整備 里山工ア再生交付金の事業	(1) 居住地周辺森林整備 ア 育成単層林整備 (イ) 整理伐 (ウ) 单層林改良 (エ) 保育(天然更新型) イ 育成複層林整備 (イ) 整理伐 (ウ) 横下植栽等 (エ) 保育(植栽型) (2) 路側樹林帯整備 ア 育成単層林整備 (イ) 整理伐 (ウ) 单層林改良 (エ) 保育(天然更新型) イ 育成複層林整備 (イ) 受光伐 (ウ) 複層林改良 (エ) 保育(天然更新型) (3) 林内歩道等整備	市町、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人及び森林法施行令第11条第7号に規定する団体	1 施行地の面積が0.1ha以上かつ整備する森林面積の合計が20ha以上 10分の4(育成単層林整備における整理伐及び人工造林、育成複層林整備における整理伐、受光伐及び樹下植栽等により広葉樹造林の造成を行うものにあつては、10分の5)以内

(4) 付帯施設整備 ア 防火施設整備 ウ 標識類整備	ア 林内歩道 イ 居住地森林作業路 イ 林内作業場整備	里山工リア再生計画に定める目標及び指標の達成に必要な、計画策定主体の提案する地域の創造力を活かした整備 な、計画策定主体の提案する地域の創造力を活かした整備 総事業費の10%以内)	市町、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人及び森林法施行令第11条 第7号に規定する団体

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県造林事業補助金交付要綱の規定は、平成十八年度の補助金から適用する。

第12800号

9

平成18年9月1日(金) 佐賀県公報

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第一項の規定により、平成十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十四条第一項の許可をすぐれ皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成十八年九月一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第五四五十回

区域の名所	同上に含まる森林	皆伐面積限度 (くタール)
筑後川	鳥栖市、神埼市、神埼郡及び三養基郡の一円	一一一 一一一
川上川	佐賀市及び小城市（小城町及び川田町に限る）の一円	五四五 五六
佐賀北部	唐津市及び東松浦郡の一円	三九六 九六
六角川	多久市、武雄市、小城市（牛津町に限る）及び杵島郡の一円	一七五 七四
有田川	伊万里市及び西松浦郡の一円	一五八 七五
佐賀南部	鹿島市、嬉野市及び藤津郡の一円	一〇七 一〇

(4) 定款に記載された目的
この法人は、ひろく佐賀県民や佐賀を訪れる人々などに対して、佐賀県で生まれた煎茶の祖である高遊外売茶翁や煎茶に関する歴史と文化について理解を深める事業を行い、もって地域文化の発展と街づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次とのおり公告する。
関係書類は、平成18年10月17日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年9月1日

佐賀県知事 古川 康

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年10月23日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年9月1日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日
平成18年8月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

	<p>(1) 名称 特定非営利活動法人通院送迎サービスふれあい (2) 代表者の氏名 鹿倉 一代 (3) 主たる事務所の所在地 　　佐賀県佐賀市成章町5番地2</p> <p>(4) 定款に記載された目的 この法人は、人工透析患者及び難病患者に対して、通院介護サービスに関する事業などを行い、人工透析患者、難病患者の社会的入院の解消及び日常生活の質の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>貢献しやすい環境を提供するとともに、子どもを生み、育てやすい地域づくりの手助けとなる事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。</p>
	<p>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>関係書類は、平成18年10月17日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。</p>	<p>次のとおり随意契約の相手方等について公告します。</p> <p>平成18年9月1日</p>
	<p>1 購入物品名及び数量 抗インフルエンザウイルス薬（タミフルカプセル） 36万カプセル（36,000人分）</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 (1) 部局の名称 佐賀県健康福祉本部薬務課 (2) 所在地 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号</p> <p>3 隨意契約の相手方を決定した日 平成18年8月1日</p> <p>4 隨意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏名 中外製薬株式会社営業本部長 小宮山和則 (2) 住所 東京都北区浮間5丁目5番1号</p> <p>5 隨意契約に係る契約金額 81,572,400円（消費税及び地方消費税額を含む。）</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続き 隨意契約</p> <p>7 隨意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。</p>	<p>次のとおり一般競争入札に付します。</p> <p>平成18年9月1日</p>
	<p>(4) 定款に記載された目的 この法人は、地域社会の少子化及び核家族化の進むなかで、子育て支援事業により子どもたちの居場所づくりを推進し、安全な遊び場と学習の場を整え、子どものふれあいネットワークを推進することで、女性が社会に</p>	<p>収支等命令者 　　佐賀県農林水産商工本部新産業課長 平野重愛</p>

1 競争入札に付する事項	先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。
(1) 調達物品の名称及び数量	4 入札説明書の交付及び契約条項の提示
超高真空用ポンプ 一式	(1) 期間
(2) 調達物品の特質等	平成18年9月11日まで
入札説明書及び仕様書による。	(2) 場所
(3) 納入場所	上記2の部局
佐賀県、鳥栖市弥生が丘八丁目7番地	5 入札者に求められる義務
佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター	(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成18年9月11日16時までに上記2の部局に提出すること。
(4) 納入期限	(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
平成18年11月30日	6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法
(5) 入札方法	(1) 場所
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	上記2の部局
2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称	(2) 期限
郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号	平成18年9月22日17時（必着）
佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129	(3) 提出方法
3 入札参加資格及び条件	書留郵便とすること。
(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。	7 持参による入札書の提出の場所及び期限
(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確實に納入できることと認められること。	(1) 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟91号北会議室 (2) 期限 平成18年9月25日10時
(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入	8 開札の場所及び日時 (1) 場所 上記7の(1)の場所 (2) 日時

平成18年9月1日	佐賀県知事 古川 康
平成18年9月10時	入札保証金及び契約保証金
午前10時から正午まで	佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号により免除する。
佐賀市松原一丁目2番35号	試験の場所
(1) 平成18年11月10日(金曜日)	試験の日時
佐賀商工会館3階「1号会議室」(当日の駐車場は、民間駐車場を御利用ください。)	佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。
砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、平成18年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり行います。	1 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。 (1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者 (2) 当該入札について不正行為を行った者 (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者 (4) 1人で2以上の入札をした者 (5) 代理人でその資格のないもの (6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した者
平成18年9月21日(木曜日)から10月20日(金曜日)まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)等の開庁日を除きます。	2 試験の実施 佐賀県土づくり本部河川砂防課
平成18年9月21日(木曜日)から10月13日(金曜日)まで 封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書請求」と朱書きしたうえ、120円切手をはつたあて先記の返信用封筒(角形2号封筒:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を必ず同封し、下記イまで請求してく	3 試験科目 (1) 砂利の採取に関する法令 (2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
イ 交付場所 佐賀県土づくり本部河川砂防課	4 受験願書の交付 (1) 窓口での交付 ア 交付期間 平成18年9月21日(木曜日)から10月20日(金曜日)まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)等の開庁日を除きます。
イ 交付場所 佐賀県土づくり本部河川砂防課	5 請求期間 (1) 郵送による請求方法 ア 請求期間 平成18年9月21日(木曜日)から10月13日(金曜日)まで 封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書請求」と朱書きしたうえ、120円切手をはつたあて先記の返信用封筒(角形2号封筒:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を必ず同封し、下記イまで請求してく

ださい。平成18年10月11日(水曜日)の消印のあるものまで受け付けます。

ウ 受付期間

イ 請求先
郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県県土づくり本部河川砂防課管理担当

5 受験申込の方法

(1) 持参又は郵送の場合

ア 提出書類

受験願書、返信用50円切手及び写真(提出日前6月以内に撮影した正面半身像の横6センチメートル縦8センチメートルのもので、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

イ 受験手数料
8,000円(佐賀県収入証紙によること。)

ウ 受付期間

平成18年9月29日(金曜日)から10月20日(金曜日)まで。ただし、土曜日、日曜日、休日等の開庁日を除きます。郵送の場合は、配達記録郵便で郵送してください。平成18年10月20日(金曜日)の消印のあるものまで受け付けます。

エ 提出先

郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県県土づくり本部河川砂防課管理担当

(2) インターネット申込の場合

ア 申込方法

佐賀県ホームページの申請・届出メニューから直接所定の事項を入力してください。

イ 受験手数料
7,900円(インターネットバンキング等を利用して支払うことができ

ます。)

平成18年9月29日(金曜日)午前8時30分から10月6日(金曜日)午後5時までに受信したものを受け付けます。

工 注意事項

インターネットにより申込をされたときは、あて先明記の返信用はがき(日本郵政公社発行の通常はがき又は50円切手をはった第2種郵便物に該当する通常はがきで裏面が白色無地のもの)及び写真(提出前6月以内に撮影した正面半身像の横6センチメートル縦8センチメートルのもので、裏面に撮影年月日、申請者ID及び年齢を記載したもの)を申請日から3日以内に河川砂防課まで提出してください。郵送の場合は、配達記録郵便で郵送してください。申請日から3日目の消印のあるものまで受け付けます。

7 問い合わせ先

佐賀県県土づくり本部河川砂防課管理担当
電話番号 0952-25-7161

8 合格発表

試験の合否にかかわらず、受験者全員に合格又は不合格の通知を行います。また、県庁本館の正面玄関横にある掲示板及び各土木事務所の掲示板に合格者の受験番号を掲示します。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます。(口頭での開示請求は、受験者本人以外の方はできません。)
受験者本人が本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、午前8時30分から午後5時までの間に河川砂防課へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日、休日等の開庁日を除きます。

なお、電話、はがき等による請求はできません。

開示内容	開示期間	開示場所
科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	県土づくり本部河川砂防課 佐賀市城内一丁目1番59号 (県庁新行政棟8階)

平成18年度伊万里港改修（重要）事業（久原北地区）航路（-10m）浚渫工事について、公募型指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

また、この入札は佐賀県電子入札システムに登録して行います。

平成18年9月1日

佐賀県知事 古川 康

1 工事の概要

(1) 工事名 伊万里港改修（重要）事業（久原北地区）航路（-10m）浚渫

工事

(2) 工事場所 佐賀県伊万里市山代町大字久原地先

(3) 工事内容 航路（-10m）浚渫工

浚渫面積 A=20,700平方メートル
浚渫土量 V=87,000立方メートル

(4) 予定期限 約4か月

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加を希望するものは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しないものとする。

(2) 建設業法（昭和24年法律第10号）第3条の規定により、しゅんせつ工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により、しゅんせつ工事Aの決定を受けていること。

(4) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から開札日までの間に受けていること。

(5) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

(6) 佐賀県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

(7) 本工事の落札決定までの間に、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定された者で、入札参加資格審査申請書を再度提出し、(3)の決定を受けたものを除く。

(8) 浚渫船による海上でのしゅんせつ工事として発注された工事を、平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間に元請として施工した実績を有すること。

(9) (8)に掲げる工事の施工経験を有する監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

3 入札参加申請書及び提出資料

(1) 公募型指名競争入札参加申請書
(2) 上記(8)に掲げる工事の施工実績調書及び実績を証する書類（竣工時工

事力ルテ受領書の写し、契約書の写し等)

(3) 配置予定技術者調書及び実績を記する書類（監理技術者資格者証、検定合格証明書、竣工時工事力ルテ受領書の写し等）

(4) 営業所一覧表（許可業種も記載されているもの）

(5) 経営事項審査結果通知書の写し（平成17年2月1日から平成18年1月31日までの間に審査基準日があるもの）

4 入札手続等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

入札参加申請書及び提出資料作成要領については、平成18年9月1日（金）から平成18年9月14日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下これらを「休日」という。）を除く。）の9時から17時まで（最終日については9時から16時まで）佐賀県伊万里土木事務所総務課において配布する。また、佐賀県ホームページ（URL：<http://www.pref.saga.lg.jp>）にも同期間掲載する。

(2) 入札参加申請書及び提出資料の受付

3の(1)の公募型指名競争入札参加申請書については、佐賀県電子入札システムに登録するものとする。

3の(2)から(5)までについては、書面にてイの受付場所に持参するものとする。

ア 受付期間 平成18年9月1日（金）から平成18年9月14日（木）まで

（休日を除く。）の9時から17時まで（最終日については9時から16時まで）。

イ 受付場所 佐賀県伊万里土木事務所総務課（伊万里市新天町122-4）

電話 0955-23-4151

5 指名業者の選定
提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により、指名業者を選定する。

本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限る。

6 入札予定期

平成18年10月

7 問い合わせ先 郵便番号 848-0041 伊万里市新天町122-4

佐賀県伊万里土木事務所 総務課

電話 0955-23-4151

○ 申 請

平成十八年六月十六日佐賀県公報第1117号印出

貢	箇	所	認	印
1	上段	右から二三は四	印	印
	上段	右から四は五	印	印

平成十八年六月十六日佐賀県公報第1117号印出

貢	箇	所	認	印
8	右から二三は四	以上 以上 以上 以上 以上	以上 以上 以下 以下 以上	以上 以上 以下 以下 以上

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年九月一日印
行者佐賀県知事古川康行

印刷発行定期所
株古川月水金曜日
毎週月曜日